

契 約 書 (案)

1 件 名	令和8年度 青少年健全育成事業「おんたけこども村キャンプ」の実施に係る輸送業務委託
2 契 約 金 額	¥ ★ (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ ★)
3 契 約 期 間	令和8年7月30日から令和8年8月30日まで
4 履 行 場 所	長野県木曾郡王滝村3159番地25 名古屋市民御岳休暇村
5 契 約 保 証 金	免 除

上記の業務の履行について、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。
本契約を証するため、本書 2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 長野県木曾郡王滝村3159番地25
公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社
理事長 丸山 文広

乙

第1条 甲は、この契約書及び仕様書に基づいて委託し、乙はこれを受託するものとする。
乙はこの契約書、仕様書及び関係法令に基づき、当該業務を実施するものとする。

第2条 乙は、業務中又は業務終了後にかかわらず履行場所で発生した事故又は紛争若しくは什器・備品等の損傷、著しい汚れ又は紛失などの異常を発見したときは、速やかに甲に報告するものとする。

第3条 乙は、甲の許可を受けることなく、この契約に係る業務の全部又は一部を第三者に行わせてはならない。

2 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

第4条 甲は、第1条の業務に必要な備品を乙に貸し付けるものとする。

2 本業務委託の委託料で取得した備品は、甲に帰属する。

第5条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で措置するものとする。

第6条 乙は、受託業務を甲の指示するところに従い誠実・正確を旨として、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

第7条 乙は、受託業務の遂行上、直接又は間接に知り得た一切の事項を第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、別記「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

3 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 損害賠償を請求すること。

4 第1項及び前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。）後においても同様とする。

第8条 乙が正当な理由なく委託業務を履行しないときは、甲は遅延日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合を乗じて得た額を遅延金として徴収する。

2 前項に規定する遅延金を徴収する場合において、期限を過ぎても乙が納入しないときは、甲は委託料の支払金額から遅延金相当額を控除することができる。

第9条 甲は、必要があるときは、甲乙協議のうえ委託内容の変更又は中止若しくは契約の解除をすることができる。

2 前項による委託内容の変更、又は中止により契約金額の増減の必要を生じたときは、

委託内容書に明記された事項についてはこれにより、その他については乙の提出した計算書により、甲の認定した金額を変更金額とする。

- 3 第1項による委託中止の日数が全契約期間の3分の2以上に至っても中止解除とならないときは、乙は契約の解除を求めることができる。
- 4 第1項の場合において、乙に損害を与えたときは、甲は乙の請求によりこれを調査し、その損害の限度内において賠償することができる。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
 - (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (3) 契約の履行に当たり、甲の指示に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に定める条件に違反したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
- (1) 第3条第2項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の履行を完了することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (8) 乙から契約解除の申し出があり、その事由を正当と認めたとき。
 - (9) 乙が次のアからカまでのいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、

個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

3 前2項の解除により乙が損害を被ることがあつても甲はその責めを負わないものとする。

第11条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。

(3) 前各号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、公社経理規定第58条第2項の規定に基づく手続きによるものとする。

第12条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の10を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて年2.5パーセントの割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号から第3号まで、及び同項第5号のうち、独占禁止法違反行為

が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 前条第1項第4号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは、乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第5号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

第13条 乙は、業務上知り得た秘密を、甲の許可を受けることなく他に漏らしてはならない。

第14条 この契約書の各条若しくは仕様書等に関して疑義を生じたときは、甲乙双方協議のうえ、決定するものとする。

第15条 天災・感染症等、甲乙の責によらない事由等が発生した場合の他、この契約に定めのない事項については、甲乙双方協議のうえ、決定するものとする。

(別記)

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による事務の処理(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は本件業務を履行するに当たり、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社情報保護規程(以下「情報保護規程」という。)名古屋市民休暇村管理公社個人情報保護規程(以下「個人情報保護規程」という。)その他関係法令を遵守しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第3 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社(以下「甲」という。)から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報(これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。)を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(情報の授受)

第4 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物(甲の指示又は許可を受けてこれらを複製し、又は複製したものを含む。以下同じ。)の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(情報の保管・搬送時の注意・義務等)

第5 乙は、取得情報が記録された資料及び成果物の保管及び搬送に当たっては、取得情報が漏えい、滅失またはき損されないよう、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の取り扱いに関する特則)

第6 乙は、本件業務を処理するために、個人情報(個人情報保護規程第2条に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正手段により収集しなければならない。

2 乙は、取得情報に含まれる個人情報については、何人にも開示してはならない。

(複製及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物を複写し、又は、複製してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第8 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取り扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

(報告等)

第9 乙は、この情報取扱注意項目に違反したことにより事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲から報告を求められたとき又は甲が乙の取得情報の取り扱いについて調査を行うときは、誠実に対応しなければならない。

(情報の返却・廃棄)

第10 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。

2 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲に返却する資料以外のものを、切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって契約の終了までに処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、情報保護規程、個人情報規程その他関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、情報の取り扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外使用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

(1) 契約を解除すること

(2) 損害賠償を請求すること

(3) 前2号の他、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社の指導に基づく措置を講ずること

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了においても適用するものとする。